大府市人と犬及び猫との共生に関する条例施行規則をここに公布する。 令和3年12月22日

愛知県大府市長 岡 村 秀 人

### 大府市規則第119号

大府市人と犬及び猫との共生に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市人と犬及び猫との共生に関する条例(令和3年大府市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所有者等のいない猫に対する給餌に関し遵守すべき基準)

- 第2条 条例第9条第2項の市民等が遵守すべき基準は、次のとおりとする。
  - (1) 給餌(給水を含む。以下同じ。)を行う所有者等のいない猫は、不妊去勢手術を 受けたもの又は将来において不妊去勢手術を行うことを目的とするものに限ること。
  - (2) 所有者等のいない猫に対して給餌を行う者(以下「給餌者」という。)は、新たに給餌を開始するとき及び毎年1回定められた時期に、給餌を行う場所、給餌を行う時間帯、給餌を行う猫の頭数、不妊去勢手術の実施状況等(以下「給餌方法」という。)を給餌開始・継続届出書(第1号様式)により市に届け出ること。
  - (3) 給餌者は、新たに給餌を開始しようとするときは、給餌を行う場所の周辺住民の 理解が得られるよう十分に周知すること。
  - (4) 給餌は、原則として、給餌者が所有し、又は正当な権原を有する土地又は建物で行うこととし、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所において給餌を行うときは、市と事前に協議すること。
  - (5) 給餌は、原則として午前5時から午後10時までの間で決まった時間帯に行うこと。
  - (6) 給餌は容器を用いて行い、給餌後に容器の回収及び周辺の清掃を行う等、給餌を 行う場所の清潔を保持すること。
  - (7) 猫用のトイレを設置する等、給餌後に給餌を行う場所のふん尿を適切に処理すること。

(勧告)

第3条 条例第10条の規定による勧告は、給餌方法是正勧告書(第2号様式)により行う

ものとする。

(命令)

第4条 条例第11条の規定による命令は、給餌中止命令書(第3号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式) によるものとする。

(過料)

- 第6条 条例第14条の規定により科すべき過料の額は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第14条第1号 5万円
  - (2) 条例第14条第2号 3万円
- 2 市長は、条例第14条の規定により過料を科する場合においては、過料の処分を受ける 者に対し、過料処分決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、 あらかじめ口頭又は告知・弁明書(第6号様式)の交付により、その旨を告知するとと もに、弁明の機会を与えるものとする。
- 第7条 条例第15条の規定により科すべき過料の額は、2千円とする。
- 2 市長は、条例第15条の規定により過料を科する場合においては、過料の処分を受ける 者に対し、過料処分決定通知書(第7号様式)を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、 あらかじめ口頭又は告知・弁明書(第8号様式)の交付により、その旨を告知するとと もに、弁明の機会を与えるものとする。
- 4 前 2 項の規定による業務に従事する職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求が あったときは、これを提示しなければならない。

附則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

# 給餌開始·継続届出書

届出をする人	氏	名							
※複数名で実施をしている場合は代表者 ※代表者以外の人については別紙を添付		所 活番号 自宅・勤	県	₽ ₽	市・郡	Æ	( <u>加</u>	)	
エサ <b>や</b> りをする 場所	大戶	府市 (土地図)			T ELIC			付近	
周辺住民への説明					□集会実施 ハ(実施予				)
エサやり時間帯 ※右時間帯の範囲内で 1回あたりおよそ30 分を目安とする	1	日あたり	用	寺 力	から から から	時 時 時	まで	の1時 の1時 の1時	間
トイレの設置		有		トイリ	ノは設置し	ないが、	ふん尿の	清掃を	する
	合詞	計頭数		頭		F- 11-1/	アルム	劫工化	( <del></del>
	1	特徴		性別	毛色	年齢	一个好去	:	(予定時期) 月予定
	2						□済		
対象となる猫と不 妊去勢状況	3						□済		
※記入欄が足りなけれ	4						□済		月予定
ば別紙を添付	5						□済		月予定
	6						□済		月予定
	7						□済		月予定
	8						□済		月予定

備考 この届出書はエサやり場所ごとに提出してください。 (市役所使用欄)

(11-12/)/12/13/149/	
番号	配布

印

## 給餌方法是正勧告書

氏	名			様
住	所県	市・郡	町	

大府市長

あなたが行っている所有者等のいない猫への給餌について、大府市人と犬及び猫との 共生に関する条例第10条に基づき、下記のとおり給餌方法の是正を勧告します。速やかに 改善を図ってください。

記

エサやり場所	大府市	町			付近
是正すべき内容					
履行期限		年	月	日	

### 給餌中止命令書

氏	名			様
住	所			
	県	市・郡	田工	

大府市長

印

あなたが行っている所有者等のいない猫への給餌について、大府市人と犬及び猫との 共生に関する条例第10条に基づき、給餌方法の是正を勧告しましたが、改善が図られませ んでした。

よって、同条例第11条に基づき、下記のとおり給餌の中止を命令します。速やかに所有者等のいない猫への給餌を停止してください。

この給餌中止命令に従わなかった場合は、同条例第14条第1号に基づき、5万円以下の 過料が科されることがあります。

記

エサやり場所	大府市	町			付近	
是正勧告	第	号 (	年	月	日)	
給餌を中止す る期間	この通知を受	受け取った日	から	年	月	日まで

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます(この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。)。

第 号

### 身分証明書

写真

氏 名

生年月日

上記の者は、大府市人と犬及び猫との共生に関する条例に基づき、 以下の業務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日交付

大府市長

印

従事する業務							
1	条例第12条に規定する立入検査等に係る業務						
2	条例第15条に基づき科すべき過料に係る条例施行規則 第7条第2項及び第3項に規定する業務						

備考 用紙の大きさは、A5とする。

#### 大府市人と犬及び猫との共生に関する条例 (抜粋)

(犬の所有者等の責務)

- 第4条 犬の所有者等は、飼い犬が人に迷惑を及ぼすことがないよう、次に掲げる責務を有する。
  - (1) 適正なしつけを施すこと。
  - (2) 柵、おりその他囲いの中で、又は屋外において固定した物に綱、鎖等で確実につなぎ、飼養すること。
  - (3) 公共の場所に同伴し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御すること。
  - (4) 公共の場所に同伴し、又は運動させるときは、排せつしたふんの回収及び尿の洗浄をするための用具を携帯すること。
  - (5) 公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。

(所有者等のいない猫に対する給餌)

第9条 市民等は、所有者等のいない猫に対して給餌を行うときは、適正な方法により行うこととし、周辺の 住民の生活環境に悪影響を及ぼすような給餌を行ってはならない。

#### 2 醉

(報告の徴収等)

- 第12条 市長は、第4条及び第9条第1項の施行に必要な限度において、犬の飼養若しくは所有者等のいない 猫に対する給餌の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に不適正な飼養若しくは給餌が行 われていると認められる場所に立ち入り、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(温料)

第15条 第4条第5号の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

#### 大府市人と犬及び猫との共生に関する条例施行規則(抜粋)

(身分証明書)

第5条 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式)によるものとする。

(過料)

- 第7条 条例第15条の規定により科すべき過料の額は、2千円とする。
- 2 市長は、条例第15条の規定により過料を科する場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分 決定通知書(第7号様式)を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめ口頭又は 告知・弁明書(第8号様式)の交付により、その旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。
- 4 前2項の規定による業務に従事する職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを 提示しなければならない。

金3万円

### 過料処分決定通知書

氏 名		様
住 所 県	市・郡	
	大府市長	印
□ 所有者 <sup>*</sup> □ 市職員 <sup>*</sup> に違反しまし <sup>*</sup>	大府市人と犬及び猫との共生に関する条例に定める 等のいない猫への給餌中止命令(条例第11条関係) が行う立入検査等(条例第12条第1項関係) た。 例第14条各号の規定により、下記のとおり金 円の過料に処 記	<b>L</b> します。
	□ 所有者等のいない猫への給餌中止命令(条例第11条関係) 当該命令 第 号( 年 月	目)
違 反 の	□ 市職員が行う立入検査等(条例第12条第1項関係)	
内 容	年 月 日 午前・午後 時 タ	分頃
	大府市町地内	付近
	備考	
NE 101 0 45	□ 条例第14条第1号(条例第11条関係) 金5万円	

現金又は納付書により、お支払いください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

□ 条例第14条第2号(条例第12条第1項関係)

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます(この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。)。

### 告知• 弁明書

			<b>—</b> / " ·		
氏	名				様
住	所				
		県	市・郡	町	
				大府市長	印
[	□ 房	所有者等のい	「人と犬及び猫との共生 かない猫への給餌中止命 立入検査等(条例第12	令(条例第11条関係)	

これは、条例第14条各号の規定により過料処分の対象となります。

ついては、条例施行規則第6条第3項の規定に基づき、下記のとおり告知しますので、 提出期限までに弁明してください。

記

			□ 所有者等のいない猫への給餌中止命令(条例第11条関係)							系)
			= 7	当該命令	第	号 (		年	月	日)
			□ ₫	<b></b> お職員が行	う立入検	查等(条	例第12条第	第1項目	関係)	
違	反	Ø		年	月	日	午前・4	午後	時	分頃
内		容	J	卜府市		町地	内			付近
			備考							
予;	定され	ıる	口身	条例第14条	:第1号(	条例第11	条関係)		金5万円	9
過料の額		額	□	条例第14条	第2号(	条例第12	条第1項	関係)	金3万F	 9
弁明書の提出先及び提出期限				l先 脚限		年	月	日		

弁明書は、提出先に持参してください(夜間は当直員に提出することができます)。 弁明するときは、証拠書類等を提出することができます。提出された証拠は、原則 として返還しません。

## 弁明書

(あて先) 大府市長

以下のとおり、弁明書を提出します。

		□ 告知のとおり認め、弁明することはありません。
		□ 次のとおり弁明します。
		具体的に記載してください。
弁	明	
以上、村	旧違	ありません。
署	名	

印

### 過料処分決定通知書

氏	名				
					様
住	所				
		県	市・郡	田丁	

大府市長

あなたは下記のとおり公共の場所等において飼い犬のふんを回収せずに放置しました。 よって、大府市人と犬及び猫との共生に関する条例第15条の規定により、金2千円の過料に処します。

記

違 反 の 日時場所	年	月	日	午前・午後	時	分頃	
	大府市		町地内			付近	

現金又は納付書により、お支払いください。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます(この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。)。

印

### 告知 • 弁明書

氏	名						様		
							13%		
住	所								
		県	市・郡		町				
電話	電話番号								
自宅・勤務先・携帯電話				(	)				

大府市長

あなたは下記のとおり公共の場所等において飼い犬のふんを回収せずに放置しました。 これは、大府市人と犬及び猫との共生に関する条例第4条第5号の規定に違反し、同条 例15条の規定により金2千円の過料処分の対象となります。

記

違 反日時場				年	月	日	午前・午後	時	分頃	
	時 場		大府市			町地内			付近	
備		考								
			弁	明	□ 次 <i>0</i> 上言	つとおり: 己事実は、	り認め、弁明する 弁明します。 、□ 覚えがない □ 事実誤認かれば記載してください	····································		
		1	以上、	相違る	ありません	ん。				_
			署	名						

#### (参考)

大府市人と犬及び猫との共生に関する条例 (抜粋)

(犬の所有者等の責務)

- 第4条 犬の所有者等は、飼い犬が人に迷惑を及ぼすことがないよう、次に掲げる責務を有する。
  - (1) ~(4) 略
  - (5) 公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。 (過料)

第15条 第4条第5号の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。